

平成 29 年度 福岡市・九州離島広域連携事業（広域観光戦略策定等業務委託）仕様書

- 1 委託業務名 平成 29 年度 福岡市・九州離島広域連携事業（広域観光戦略策定等業務委託）
- 2 委託期間 契約締結の日から平成 30 年 3 月 30 日まで
- 3 業務の概要

九州最大都市である福岡市は、アジアのゲートウェイとしての機能を持ち、福岡空港・博多港からの平成 28 年の外国人入国者数は 257 万人、また、国際会議開催件数は国内第 2 位、外航クルーズ船寄港回数は年間 314 回で国内第 1 位である。さらに、移住先としても人気が高く、年々人口も増加している。

一方、九州離島（長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県新上五島町、鹿児島県屋久島町）は、九州最大都市である福岡市と直行便（航空路、航路）で繋がっており、約 1 時間で行ける離



島もあれば、船旅を楽しみながら行くことができる離島もある。しかし、「福岡市からダイレクトアクセスを持つ離島」という認知度は、島民の予想以上に島外では低く、福岡市訪問者の次の観光場所に成り得ていない。また、福岡市及び福岡市近郊在住者にもあまり認知されていない現状がある。さらに、離島という物理的ハンデから生じる観光関連の各種遅滞や、島内のみでの競争、情報発信・観光関係スキルの不足等の課題も抱えている。

「福岡市からダイレクトアクセスを持つ離島」であることを最大限に生かし、福岡市訪問者及び福岡市及び福岡市近郊在住者に離島へ足を運んでもらうためには、世界遺産や日本遺産をはじめとする、それぞれの島の独自性を活かしつつ、福岡市と福岡市からダイレクトアクセスを持つ離島が連携して、各離島の地域資源や取組に磨きをかけるとともに、広域観光戦略を策定し、さらに各島の観光連盟や観光関係従事者、旅行会社、

交通事業者等とも協力しながら、課題解決に向けた具体的な取組を展開することが必要である。それにより、福岡市は「九州のハブ」として、「離島に直結した大都市」という新たなブランドイメージを獲得し、5つの離島は、福岡市を介して離島に通じる広域交流を活発化させ、認知度向上、交流人口の増加、地域経済の活性化を図っていく。

なお、各離島の課題・魅力には「共通するもの」、「各島独自のもの」が存在するため、その両側面を捉えた観光戦略・取組を展開することとする。

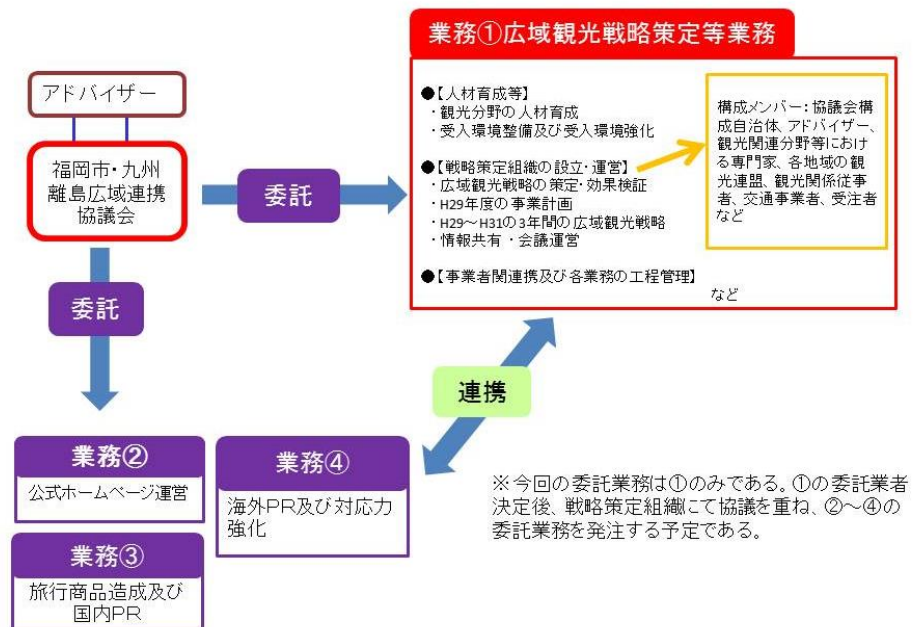
※福岡市と、福岡市とダイレクトアクセスを持つ九州の離島3市2町（長崎県対馬市、長崎県壱岐市、長崎県五島市、長崎県新上五島町、鹿児島県屋久島町）は、観光、文化面を中心として連携し、交流人口の増加、地域経済活性化を目指すため、平成28年3月30日に「観光振興等広域連携協定」を締結、同日に「福岡市・九州離島広域連携協議会（以下、協議会という。）」を発足し、平成28年度から「R e 島プロジェクト」を実施。

このプロジェクトは「価値と魅力の再発見、再編集、再提案」を基本方針とし、プロジェクトを効果的なものにしていくためには「離島の今を作っている人々の力」が不可欠であると考え。平成28年度は、各種調査、プロモーション事業、ワークショップ形式のセミナー等を実施した。

4 委託業務内容

各離島の状況を専門家の知見やノウハウ等を活用し、客観的立場からの分析と課題の抽出を行い、継続した交流人口増加、地域経済活性化に繋がるよう、実現可能な施策の提案を行う。

業務項目ごとに下記のとおり最低限必要な要件を定める。業務の詳細については、選定事業者の提案を基に協議の上、決定する。



(1) 人材育成等

ア 観光分野の人材育成

次の3つの「Re友推進チーム（仮）」を各離島の観光関係従事者等を対象に組成し人材育成を行う。将来的には民間による自走に繋げることを目的とする。

【Re友デジタル推進チーム（仮）】

公式ホームページ「Re島ちゃんねる」の自立的な運営を目指す目的でデジタルスキルアップを促し、コンテンツの収集・開発・情報発信を継続的に行う仕組み作りや、国内観光客の宿泊予約はネット経由が大きな割合を占める現状であるにも関わらず、各離島ではネット予約に対応しておらず電話予約のみの対応である割合が高いため、宿泊施設や体験メニュー等の予約サイト構築のための情報発信やデジタル関係の強化に向けての人材育成を行う。

【Re友インバウンド推進チーム（仮）】

個人旅行の外国人にとっては各離島へのアクセス方法が分からず、宿泊施設や体験メニューの予約もできない状況である。また、「トリップアドバイザー」等の旅行口コミサイトへの口コミの少なさ、訪日外国人向けの予約サイトの活用の少なさ、港や宿での多国語表記の不足等の問題など、インバウンド分野での様々な巻き返しを図るための戦略に取り組むための人材育成を行う。

【Re友LLD（ロングでローカルでディープな旅）推進チーム（仮）】

離島でのロングでローカルでディープな旅の方向性に沿った宿泊施設や体験メニュー等のサービス開発を行うための人材育成。（移住対応含む）

イ 受入環境整備及び受入環境強化に向けての検討

前述のとおり離島では、国内観光客の宿泊予約はいまだ宿泊施設へ直接電話で行う割合が高く、ネット予約システムが未整備である。また、海外からの観光客向けの対応はさらに遅れており、個人旅行の外国人にとっては離島へのアクセス方法が分からず、宿泊施設や体験メニューの予約もできない状況である。また、港や宿泊施設をはじめ、島内のあらゆる施設には多言語表記が不足している。各離島の観光協会等のネット整備やインバウンド対応可能な予約システム整備について検討し、将来的な構築に繋げていく。

ウ 各離島の状況を把握し、協議を重ね、実施内容を決定する。

(2) 戦略策定組織の設立・運営

広域観光戦略を効果的・効率的なものとするため、多分野からの参加者で構成する戦略策定組織を設立・運営する。

ア 当組織で実施すること

(ア) 広域観光戦略の策定及び効果検証

- ・平成28年度に実施した事業内容及び地域再生計画の内容等を踏まえ、平成29年度の事業計画及び内容を策定する。
- ・平成28年度に実施した調査の分析等を踏まえ、協議会構成自治体の現状と課題を確認し、さらには国や県の動向も踏まえて、平成29年度から平成31年度の3年間の広域観光戦略を策定する。
- ・K P I の進捗管理及び効果検証を行う。(①離島航空路・航路利用者数(福岡からの直行便のみの降客数)②外国人延宿泊者数(福岡市を除く)③本事業で造成する旅行商品(福岡経由または福岡発離島行き)の利用者数)

(イ) 情報共有

- ・当組織の構成員が情報共有できる仕組みを作る。この情報とは、当業務をはじめ、(3)も含まれる。

(ウ) 会議運営

- ・会議開催案内の作成・周知・出席者とりまとめ、運営を行う。
- ・会議資料及び議事録作成を行う。
- ・会議開催にあたり、会議出席に伴うアドバイザー2名の旅費を支給する。必要に応じて出席する協議会構成自治体の地域代表者の旅費も同様とする。(自治体職員、観光連盟職員除く)

(エ) 会議開催回数

- ・全体的な会議開催回数は5回程度とする。その他、必要に応じて個別会議等も開催されることが予想されるため、対面式、WEBなど、状況に応じて方法を変えることができる。

イ 構成員

- ・当組織の構成員には、当業務の受注業者、観光分野等における専門家、交通事業者、各地域の観光連盟、観光関係従事者(協議会構成自治体の地域代表者)、協議会構成自治体職員及びアドバイザー2名は必ず入れるものとする。
- ・その他の構成員及びアドバイザーについては、協議会と協議の上決定する。

(3) 事業者間連携及び各業務の工程管理等

- ア 発注者が別に契約する(2)ーアー(ア)に基づき策定した平成29年度の事業に関し、効率的・効果的なものになるよう統括し、各受注者と連携を図りながら事業を進める。

- イ 各業務の進捗管理及び効果検証を行い、課題発見と次年度以降の事業計画への提言を行う。

5 成果報告

本業務完了時に、次の成果物を提出すること。なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、協議会の指示にしたがい必要な処理を受注者負担において行うこと。

- (1) 業務報告書（本業務で調査・作成したデータ・分析結果等を取りまとめたもの各業務の実績、効果検証及び分析等に関する報告を含む。）
- (2) 各種会議の議事録
- (3) 8部作成の上、協議会に提出すること。（協議会構成自治体、及びアドバイザー2名。それぞれ送付すること）

6 業務の履行その他特記事項

- (1) 受注者は、業務の履行にあたっては、業務内容を十分に理解し、経験と専門技術を有する担当者を用いるものとし、協議会担当者と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (2) 受注者は、発注担当者との協議については、「打合せ簿」（任意様式）に作成し、その内容を記録し、作成者は押印し発注者へ提出すること。
- (3) 本業務に関する協議等のため受注者が要する費用は、すべて受注者負担とする。
- (4) 受注者は、本業務の処理を他に委託し、または請け負わせてはならないこと。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (5) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (6) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。また、本業務によって得た資料は、発注者の承諾を得た場合のみ使用することができるものとする。
- (7) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに発注者に報告すること。
- (8) 受注者は、この業務に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (9) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、全て発注者に帰属する。また、受注者は、著作者人格権を行使してはならない。
- (10) 受注者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (11) アドバイザー、構成自治体の地域代表者の旅費の算定に当たっては、会計責任者等が属する市町の例（平成29年度は、壱岐市職員等の旅費に関する条例）

に基づき支給すること。

○福岡市・九州離島広域連携協議会 アドバイザー 2 名

○構成自治体の地域代表者（自治体職員、観光連盟 計 6 名

- (12) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項および疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。
- (13) この委託契約に係る委託内容は、協議会と受託者との調整の中で変更する場合がある。それに伴う仕様の変更等については、協議の上で決定することとする。
- (14) この委託契約に係る業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。
- (15) 成果品を協議会へ提出した後において、成果品の瑕疵が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処することとする。
- (16) 受託者は、この委託契約に係る業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、協議会の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。